

国民健康保険料の特別徴収が始まります

10月から国保加入者で、公的年金を受給している方を対象に、国保料の年金からの天引き（特別徴収）を始めます。

【特別徴収の対象となる方】

次の3項目がすべて該当する方です

- 国保に加入する世帯のすべての方が、65歳以上74歳以下の方で構成されている
- 納付義務者となる方の年金額が、年額18万円以上である
- 国保料と介護保険料の合計額が、2か月に一度支給される年金額の2分の1を超えていない

【特別徴収をする時期】

平成20年度 7・8・9月は、特別徴収を開始する前なので、これまでどおり口座振替や納付書により納めていただきます。10月以降は、10・12月と平成21年2月に特別徴収により納めていただきます

平成21年度以降 4月から特別徴収になります。保険料が確定するまでの4・6・8月は、前年度の最終納付額と同額を仮徴収し、保険料が確定した後の、10・12月と翌年の2月の3回で調整して1年間の保険料を納めていただきます

徴収月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
平成20年度				普通徴収	普通徴収	普通徴収	特別徴収		特別徴収		特別徴収	
平成21年度以降	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	

特別徴収に変わると、納付する回数がこれまでの年8回から6回に少なくなるため、前年度の保険料と同額であっても、1回当たりの納付額が増えることとなります。

【特別徴収の対象とならない方】

特別徴収の対象となる世帯であっても、年度の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に移行する方がいる場合は、国保と後期高齢者医療制度の保険料が重複することを極力避けるために特別徴収を行いません。その他にも、下図のような世帯の方も特別徴収の対象となりません。

世帯主（国保加入）72歳 + 妻（国保加入）63歳

妻が65歳未満のため対象外

世帯主（国保加入）72歳 + 妻（国保加入）68歳 + 子（国保加入）45歳

世帯に65歳未満の国保加入者がいるため対象外

世帯主（擬制世帯主*）（後期高齢者医療制度）78歳 + 妻（国保加入）68歳

夫が後期高齢者医療制度に移行し、擬制世帯主となっているため対象外

擬制世帯主とは...国保は、住民基本台帳上の世帯単位で加入します。このため、世帯主が国保に加入していない場合でも国保上の世帯主となります。

問合せ先 市健康推進課国保係